

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、15都道府県の33人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる支払督促や判決等が確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。3月21日に強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 15都道府県 33人

(東京都2、神奈川県6、長野県1、茨城県3、大阪府3、京都府1、
兵庫県6、滋賀県1、愛知県2、富山県1、広島県1、岡山県1、
福岡県3、長崎県1、北海道1)

数字は人数

※ 富山県での強制執行の申し立ては初

※ 予告日は平成25年3月21日